

紹介受診重点医療機関について（協議）

東京都福祉保健局医療政策部

- 1 紹介受診重点医療機関の概要
- 2 協議・公表のスケジュール等
- 3 協議に当たっての方針

1 紹介受診重点医療機関の概要

- 1 概要
- 2 スケジュール等
- 3 協議方針

紹介受診重点医療機関について

令和4年3月17日 外来機能報告等に関するワーキンググループ参考資料

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

今回の調整会議はここ

【外来機能報告】

○ 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来

○ 紹介・逆紹介の状況

○ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無

○ その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

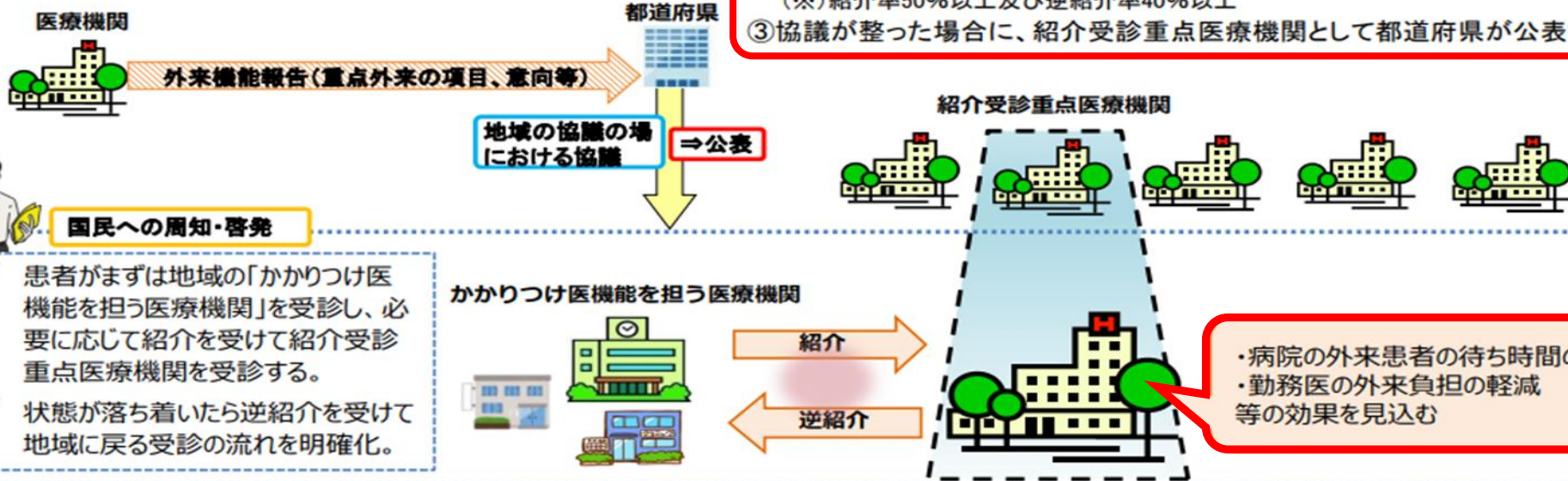
① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。

(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上

② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。

(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



2 協議・公表のスケジュール等

○今回は、令和4年度外来機能報告を基に、紹介受診重点医療機関となる医療機関について協議

○令和5年度外来機能報告*を基にした協議は、令和6年1～2月に令和5年度第2回地域医療構想調整会議で行う予定

*令和5年度外来機能報告の報告期間：令和5年10月1日～11月30日（予定）

調整会議後の予定

7月下旬 「紹介受診重点医療機関」一覧を、都内医療機関に対して事前通知
(同時に、厚生労働省に対し、都内の「紹介受診重点医療機関」一覧を通知)

8月1日 都が紹介受診重点医療機関の一覧をホームページで公表

➡・紹介受診重点医療機関は、

①公表の日から、紹介受診重点医療機関入院診療加算、連携強化診療情報提供料を算定可能

②公表の日から6か月以内に、紹介状なしの受診等の定額負担（特別の料金）を徴収開始

その他

○特定機能病院及び地域医療支援病院の取扱い（「外来機能報告等に関するガイドライン（令和5年3月31日改正）」P.8）

・特定機能病院及び地域医療支援病院の多くは、これらの病院の性格上、紹介受診重点外来の基準を満たすことが想定されており、紹介受診重点外来の基準を満たす病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましい。

○紹介受診重点医療機関は、翌年度の外来機能報告や協議により、紹介受診重点医療機関から外れる場合がある。

3 協議に当たっての方針

調整会議での協議

◆ 協議の方針（案）は、原則として、①及び②としてよろしいか。

- ① 紹介受診重点医療機関となる意向あり、**国が示す基準**を両方満たす → 紹介受診重点医療機関とする。
- ② 紹介受診重点医療機関となる意向あり、**国が示す基準**のいずれか一方を満たし、**国が示す水準**を両方満たす → 協議により、紹介受診重点医療機関とする。

国が示す基準：初診に占める重点外来（※）の割合が40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上

※ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来、高額等の医療機器・設備を必要とする外来、特定の領域に特化した機能を有する外来

国が示す水準：紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

	意向	【基準】 初診、再診 ○：両方満たす △：いずれか一方を満たす ×：両方満たさない	【水準】 紹介、逆紹介率 ○：両方満たす △：いずれか一方を満たす ×：両方満たさない	方針
①	あり	○	/	紹介受診重点医療機関とする。
②	あり	△	○	協議により 、紹介受診重点医療機関とする。 (今後は初診、再診基準の両方を満たすことを求め、次年度以降の調整会議において状況を確認)
③	あり	△	△or×	紹介受診重点医療機関としない。
④	あり	×	/	紹介受診重点医療機関としない。
⑤	なし	/	/	再協議対象以外は、紹介受診重点医療機関としない。

再協議の取扱い

- ・ **国が示す基準**を両方満たすものの、紹介受診重点医療機関となる意向がない医療機関については、調整会議において特に再協議が必要とされた場合に限り、都が個別に当該医療機関に確認を行い、書面等により再協議を行う。